

**金沢大学 令和6(2024)年度
入学料・授業料（後期）免除（家計急変）申請要項
【新型コロナウイルスによる家計急変学生向け】**

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、入学料及び後期授業料の減免を行います。申請する学生は、記入要領等を熟読し、必ず所定の期日までに必要書類を提出してください。

また、令和6年能登半島地震に被災された方は、別制度にて入学料・授業料免除を申請できます。「令和6(2024)年度入学料免除・授業料（後期）免除 申請要項【令和6年能登半島地震による家計急変者向け】」を確認の上、当該授業料免除申請を検討してください。

対象者	<p>学域・総合教育部、大学院及び別科の学生で、以下の 1 及び 2 の両方 を満たす者 ただし、令和5年度後期に大学（本学以外も可）独自制度又は修学支援新制度により新型コロナウイルスによる家計急変者を対象とした授業料減免を受けていた者に限ります。</p> <p>1. 生計維持者（原則、父母）が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少者等を対象として国や地方公共団体が実施する公的支援を受給している、又は生計維持者の家計急変事由発生後の所得が急変前の所得（令和元年～令和5年のいずれかの年）と比較し $1/2$ 以下である</p> <p>2. 家計急変事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内である</p>
申請方法	<p>以下の申請書類を、申請期間内に提出してください。</p> <p>【申請書類】</p> <p>1. 入学料・授業料免除申請書類一式（→本要項9頁「7.必要書類一覧」参照） —以下は修学支援新制度対象者（学域・総合教育部）のみ提出—</p> <p>2. 修学支援新制度申請状況申告書（様式1）</p> <p>3. 「進学資金シミュレーター（保護者の方向け）結果のコピー ※ すでに修学支援新制度に採用されている者は、シミュレーション結果は提出不要。 —以下は入学料免除申請者のみ提出—</p> <p>4. 110円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号）</p> <p>【申請期間】 令和6年9月2日（月）～9月13日（金） 郵送の場合、当日消印有効 但し、令和6年10月入学予定の入学料免除申請者は、入学手続き期間中に申請を完了してください。</p> <p>【提出方法】 <u>郵送または学生支援係の窓口提出</u></p> <p>【提出先】 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係 但し、令和6年10月入学予定の入学料免除申請者は、入学手続き提出書類と併せて所属の入学手続き担当係へ提出してください。</p> <p>※ 郵送の場合、授業料免除のみの申請者は封筒表面左側に「授業料免除（家計急変）申請書類</p>

	<p>在中」と朱書きしてください。</p> <p>※ 申請期間を超過しての提出は、いかなる事情があっても受け付けません。</p> <p>※ 期日までに自己都合に因らず用意できない書類（在学証明書、給与支給見込証明書等）がある場合や不明な点がある場合は、必ず申請期間内に学生支援係に相談してください。</p>
結果通知	<p>○入学料免除結果</p> <p>令和 6 年 12 月中旬（予定）に申請時提出済の返信用封筒により結果を郵送</p> <p>※ 結果通知までは、入学料の徴収を猶予します。</p> <p>※ 不許可の者は、不許可が告知された日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付する必要があります。</p> <p>※ 不許可の者が、納付すべき入学料を納付しない場合は、入学を取り消し、除籍します。</p> <p>○授業料免除結果</p> <p>令和 6 年 12 月中旬（予定）にアカンサスポータルのメッセージで通知</p> <p>※ 結果通知まで授業料の徴収を猶予します（通常の授業料納付日には徴収しません）。</p> <p>※ 申請結果が半額免除又は不許可の場合、納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。</p> <p>※ 授業料の最終納付期限は、前期は 9 月 30 日、後期は翌年 3 月 31 日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）です。納付できない場合は除籍とします。</p> <p>※ 結果通知から納付期限までの期間が短くなっています。免除ではない場合に備え、あらかじめ納付の準備をしてください。</p>

1. 入学料・授業料免除（家計急変）申請にあたっての注意点

1-1. 対象者に関する補足

- (1) 学域・総合教育部の学生で修学支援新制度の対象の者は、必ず授業料免除（家計急変）だけでなく修学支援新制度にも申請してください（申請方法は別途通知）。

なお、本学の授業料減免制度のうち、併願可能な組み合わせは下表のとおりです。

学域・総合教育部	<p>授業料免除（家計急変）または授業料免除（経過措置）のいずれかと修学支援新制度の組み合わせ</p> <p>※ 家計急変と経過措置との併願は不可。ただし、能登半島地震による家計急変者向けの授業料免除との併願については、「令和 6（2024）年度入学料免除・授業料（後期）免除 申請要項【令和 6 年能登半島地震による家計急変者向け】」を確認してください。</p>
大学院・別科	<p>大学院・別科学生向けの授業料免除または授業料免除（家計急変）のいずれか</p> <p>※ 併願不可。ただし、能登半島地震による家計急変者向けの授業料免除との併願については、「令和 6（2024）年度入学料免除・授業料（後期）免除 申請要項【令和 6 年能登半島地震による家計急変者向け】」を確認してください。</p>

- (2) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として国や地方公共団体が実施する公的支援」は、修学支援新制度の例によります（本学 Web サイト > 教育・学生支援・学生活動 >

経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除 > 授業料免除（大学院及び別科対象）ページの新型コロナウイルスによる家計急変の申請項目に掲載の「公的支援の例はこちら」を参照してください。

- (3) 「生計維持者の家計急変事由発生後の所得が急変前の所得と比較し 1/2 以下であること」は、厳密な計算の上に認定します。わずかでも 1/2 を上回る場合は申請できませんので、様式 11「申請要件充足チェックシート」（本学 Web サイトに掲載）により確認してください。

- (4) 次のいずれかに該当する者は授業料免除を申請できません。

① **標準修業年限を超過して在学している者**

ただし、標準修業年限の超過が 1 年以内の者で、かつ超過の理由が本人の責任によらない場合、特例として申請を認めることがあります。

<特例として申請を認める可能性のあるケース>

ア 病気による休学、又は休学には至らなかったが病気のために単位修得ができず、標準修業年限を超過してしまった場合

イ 海外留学により標準修業年限を超過した場合

ウ 出産、育児のために休学した場合

エ その他、本人の側の事情によらない理由で標準修業年限を超過した場合

注意 上記アの病気による特例として申請する場合、後日、医師の診断書の提出を求めます。診断書の提出ができない場合は特例としての申請を認めません。ただし、休学手続き時に本学へ提出済み場合は提出不要です。

② **休学等をする者**

免除申請の基準日（前期：4 月 1 日、後期：10 月 1 日）から申請結果が出るまでの間に休学する者、学期途中で復学する者、学期途中で修了（12 月修了等）する者、及び退学する者は、授業料免除を申請できません。申請後に休学等が決まった場合、申請を無効としますので、必ず学生支援係へその旨を報告してください。

③ **申請学期の前学期又は申請学期中に懲戒処分を受けた者**

懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合は免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合は免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。

- (5) 本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替の手続きをすることが必要です。**授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認しますので、手続未完了者は申請書類提出までに所属部局の学務係で手続き書類を入手し、必ず口座振替の手続きを行ってください。**また、事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

1-2. 進学資金シミュレーター（修学支援新制度対象者のみ）

- (1) 日本学生支援機構が提供する、修学支援新制度の対象であるか否かの判定シミュレーションです（収入基準のみの判定）。ここで対象者と判定されても、学力や資産等の要件により新制度に採用されない可能性があります。

なお、すでに修学支援新制度に採用されている者は、シミュレーターの結果を提出する必要はありません。

- (2) 「進学資金シミュレーター（保護者の方向け）」結果のコピーの作成方法は以下のとおりです。

- ① <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/> にアクセス、又は「進学資金シミュレーター」で Web 検索
- ② 「シミュレーションする」を選択後、質問事項に回答し「次へ」、確認後「確定」

- ③ 「奨学金選択シミュレーション」を「START」
- ④ 注意事項を確認後「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」を「START」し、「2024 年度 秋の在学採用の申込（現在、大学生等の方）」を選択のうえ「次へ」
- ⑤ 必要事項を入力し「計算する」、表示された結果を「印刷する」で印刷（スクリーンショットを印刷しても構いません）

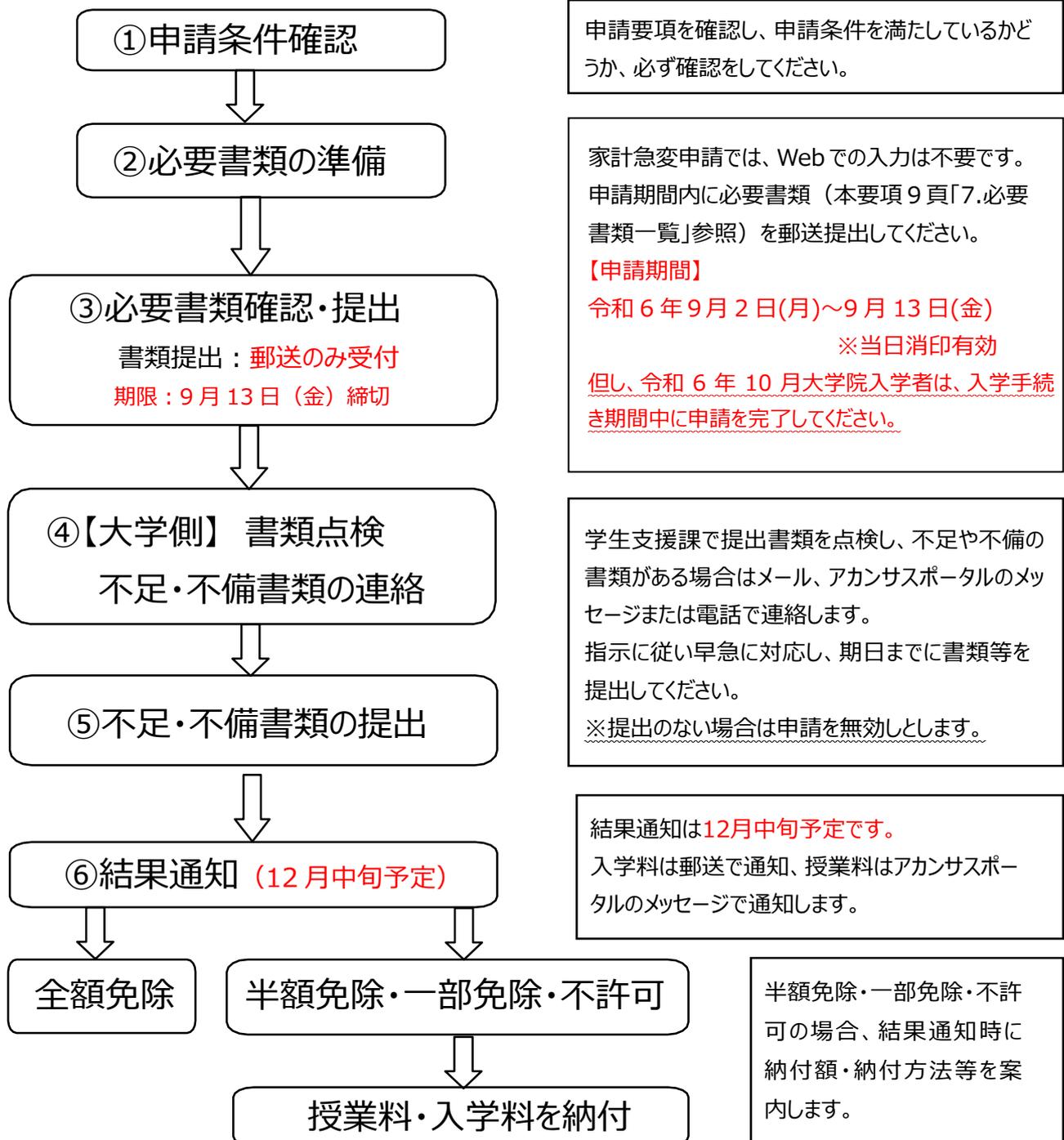
1-3. 申請結果

学士課程で修学支援新制度に採用された者が授業料免除（家計急変）による免除も認められた場合、免除額が高い方の結果を適用します。

（例）

- ① 新制度第Ⅲ区分（授業料 3 分の 1 免除）の者が家計急変で半額免除と判定された場合
→半額免除（新制度により 89,300 円、家計急変で 44,650 円の計 133,950 円を減免）
- ② 新制度第Ⅱ区分（授業料 3 分の 2 免除）の者が家計急変で半額免除と判定された場合
→3 分の 2 免除（新制度のみ適用し、家計急変は不許可で 178,600 円を減免）

2. 入学料免除・授業料免除（家計急変）申請の流れ



3. 入学料免除・授業料免除（家計急変）申請書類作成要領

入学料・授業料免除（家計急変）に係る申請書類は、本作成要領及び「入学料・授業料免除申請（家計急変）必要書類一覧」を確認のうえ用意してください。

作成要領及び各種様式は、以下の本学 Web サイトに掲載しています。紙媒体は配付しませんので、各自で印刷して使用してください。

▶金沢大学 HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除のページ

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver

なお、入学料免除は令和6年10月入学者のみ申請可能です。

3-1. 作成にあたっての注意

- (1) 添付書類のうち、申請期間内に自己都合に因らず用意できないもの（在学証明書、給与支給見込証明書等以下の例を確認すること。）は、後日の追加提出を認めます。自己都合に因らず用意できない書類以外の書類は、必ず申請期間内に提出を完了してください。その際、提出できない書類がある旨をメモ等に記入し、同封してください。後日提出する書類の提出期限は 10 月末とします。また、就学者の兄弟等が休学予定の場合は学生支援係へご相談ください。

例 1：兄弟等が 10 月 1 日から進学（大学→大学院等）の場合は、10 月末までに進学後の学校の在学証明書を提出。進学前の学校の証明書は不要。

例 2：就学者の兄弟等が 9 月で卒業・修了し、10 月 1 日から就職するため生計維持者の扶養から外れる場合（同居・別居は問いません）は、10 月末までに様式 9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出。ただし、就職した場合でも生計維持者の扶養から外れない場合は、その旨学生支援係にご連絡ください（申請期間に判明している場合は申請書にその旨メモすることでも可）。

不明な点がある場合は、必ず申請期間内に学生支援係へ相談してください。いかなる理由であっても申請期間外は、申請を受理しません。

- (2) 申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。なお、申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。
- (3) **提出された書類の返却・貸出・複製等は一切いたしません**。コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合、入学料免除及び授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の入学料・授業料を追納）、以降の授業料免除申請を認めません。

3-2. 入学料・授業料免除申請本人調書（様式 1-1、1-2）

(1) 作成方法

- 本人調書（様式 1-1、1-2）を本学 Web サイトからダウンロードする際には、1 枚ずつ片面印刷し、両面印刷はしないでください。
- 記入要領を参照し、黒色のボールペンで記入してください。消せるペンは使用しないでください。
本申請において「申請者」は「学生本人」、家庭状況等の基準日である「申請日」は前期が「4 月 1 日」、後期が「10 月 1 日」です。学生本人が、家計急変事由発生日時点における世帯の状況を把握し、具体的かつ詳細に記入してください。学内進学者は進学後の情報を記入してください。
例えば、申請時点では税法上の扶養親族である兄弟が 10 月 1 日から社会人として扶養から外れる場合、この兄弟を記入する必要はありません。しかし、源泉徴収票等の「控除対象扶養親族」欄の記載と記入された扶養親族の人数に相違が生じます。この場合、様式 9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出してください。
- 「①就学者を除く家族」欄に本人、生計維持者（原則、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる者））及び生計維持者に所得税法上、扶養されている者（就学者を除く）を記載します。就学者は、④「就学者（本人を除く）」欄に記載してください。

（２）家庭の収入状況等の記入**①本人区分**

「一般学生」「独立生計者（有職者(社会人学生)）」「留学生」の3区分のうち、該当区分を選択してください。

申請区分	要件
独立生計者※	以下1～3の条件を全て満たしていること。 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族でないこと 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居していること（世帯分離は、別居とはみなしません） 3. 本人（又は配偶者）に独立して生計を営むに十分な収入（例：給与収入が103万円を超えている）が継続しており、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書により確認できること
留学生※	私費外国人留学生
一般学生	「独立生計者」および「留学生」のどちらにも該当しない場合

※ これまで独立生計者として認定していた者でも、前年の所得が103万円に満たない場合は独立生計者として認めませんので、「一般学生」の区分とし、父母の所得書類も提出してください。

②家族の範囲

申請区分	家族（同一世帯員）の範囲
一般学生	本人、 <u>生計維持者（原則父母）、生計維持者に税法上扶養されている者</u> （同居別居は問いません）で以下のものを含みます。 ① 勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父母 ② 生計維持者の扶養親族で就学又は病気療養のため別居している者 ③ 生計維持者が扶養親族としている別居の祖父母等 例：父、母、兄（学生）、姉（社会人）、祖父母（生計維持者の扶養親族でない）が同居している場合、同一世帯とは、父、母、兄とします。扶養親族から外れている姉と祖父母は含みません。
独立生計者	本人（配偶者、本人又は配偶者の税法上の扶養親族（子等）を含む。）
私費外国人留学生	本人（ <u>日本に住んでいる配偶者、本人の税法上の扶養親族（子や日本在住の親等）のみ</u> ）とする。

※申請時点では税法上の扶養親族である者が申請基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点には扶養から外れる場合、様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出してください。

③収入状況

「家庭の収入状況」欄は、「①就学者を除く家族」欄に記載している生計維持者の家計急変事由発生後の収入状況を、区分ごとに記入してください。

事由発生後の所得は、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近3か月分の金額を4倍したものとします。これに寄り難い場合は個別に相談してください。

④「就学者」情報の記入

本人以外の就学者を記入してください。なお、大学、高校の進学が未定の場合は、現時点の在学学校にチェックして、学校名には、「〇〇高校（大学進学予定）」等と記入してください。

3-3. 提出書類（添付書類）

生計維持者（父母等）の収入状況及び家族（同一世帯員）の特別控除等が確認できる書類の提出が必要です。

詳細は「6. 入学料・授業料免除（家計急変）必要書類一覧」を参照してください。

なお、**A4 サイズより小さい書類は A4 用紙に貼り付けて提出してください。**

4. 個人情報の取扱い

- ① 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、入学料・授業料免除等の審査業務を行うために利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は入学料及び授業料収納に関する業務に使用します。
- ② ①により得られた個人情報及び入学料・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- ③ 上記①及び②の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または一部を提供します。

5. 学生及び生計維持者の方へ

授業料免除は、学生の自主性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、申請者である**学生本人が家庭状況を十分に理解した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付は一切いたしません。**

ご理解、ご協力ください。

【担当】 金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟 2 階）

Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp

（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること）

6. 入学科・授業料免除（家計急変）必要書類一覧

（注）授業料免除審査時に授業料口座振替手続きが完了していることを確認しますので、**手続未了者は申請書類提出までに必ず所属部局の学務係で手続き書類を入手し、口座振替の手続きを行ってください。**事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

●は全員提出、○は該当者のみ提出

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学 生				
1	●	●	●	本人調書（家計急変） （様式1-1、1-2）	全員	<p>本要領を熟読し、本学Webサイトダウンロードし、1枚ずつ片面印刷し、記入したものを提出すること。</p> <p>※免除申請の基準日（前期は「4月1日」、後期は「10月1日」現在）の状況を記入すること。（学内進学者は進学後の情報を記入すること。）</p> <p>※私費外国人留学生の場合、日本に住んでいない家族の情報は不要</p> <p>入学科免除，授業料免除の両方に申請する場合でも1セットで結構です。</p>	本学Webサイトよりダウンロード
2	●	●	○	<p>令和6（2024）年度 所得課税証明書（原本）</p> <p>（令和5（2023）年分の所得を証明しているもの）</p>	一般	<p>所得の有無に関係なく、本人 及び 生計維持者（原則、父母。父母ともいない場合は父母に代わる生計維持者）の、所得課税証明書を提出すること。</p> <p>※ 無職、専業主婦、高齢者等でも提出必要</p> <p>※ 例年本人の所得課税証明書の提出漏れが散見されます。収入がなくても本人の所得課税証明書（非課税証明書）の提出は必須です。所得がないことを確認するためです。</p>	市区役所・町役場等 （2024年1月1日現在 に住民票がある市区町村）
					独立生計者	所得の有無に関係なく、本人 及び 配偶者 の、所得課税証明書を提出すること。	
					私費外国人留学生	<p>所得の有無に関係なく、本人 及び 日本と一緒に住んでいる家族（就学者を除く）全員の、所得課税証明書を提出すること。</p> <p>※私費外国人留学生で2023年1月1日以前に渡日していない者は、提出不要。</p>	
					<p>【所得課税証明書に関する諸注意】</p> <p>※ 給与・給与外所得の収入別金額、扶養家族の人数や控除の内訳、住民税の課税・非課税の有無が記載されているものを提出すること。記載がない場合は再提出を求める。</p> <p>※ コピー不可。原本を提出すること。</p> <p>※ 収入の「*****」表示等は、認めない。無収入の場合、収入額「0円」の証明をもらうこと（市町村役場で税の申告が必要）。</p> <p>※ 所得がゼロ又は少額のため発行されない場合、非課税証明書（課税がないことの証明）を提出すること。非課税証明書の場合も、収入額「0円」として証明をもらうこと（市町村役場で税の申告が必要）。</p> <p>※ 本学に在学する兄弟姉妹等が同時に授業料免除申請を行う場合は、原本を1部提出すれば、他はコピーでよい。</p> <p>※ 所得が記載されている書類であっても、市町村発行の所得課税証明書以外のものは不可。</p>		

No.	申請区分		必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者				
3	●	●	<p>所得課税証明書に 加えて提出する 【所得に関する証明書類】 (下記該当書類)</p> <p>○源泉徴収票 (コピー) ○確定申告書 (控) (コピー) ○給与支給 (見込) 証明書 (様式3) 等</p> <p>※申請区分 (一般・独立生計者) により、下記のように提出対象も異なります。</p> <p>【一般】 生計維持者の所得に関する証明書類 ※学生本人の収入が年間103万未満の場合は、学生本人の「所得に関する書類」の提出は不要。</p> <p>【独立生計者】 金額に係らず本人 (および配偶者) の所得に関する証明書類</p>	給与所得者	<p>次の①、②すべて提出</p> <p>① 令和元 (2019) 年～令和5 (2023) 年分 源泉徴収票 (コピー) ② 直近3か月分 (令和6 (2024) 年5月～7月) の給与明細書 (コピー) ※ 複数の収入先がある場合はすべて提出すること。</p> <p>【2023年1月2日から2024年10月1日までの間に転職又は新たに就職した者(アルバイト、パート等を含む)】</p> <p>③ 給与支給 (見込) 証明書 (様式3)。ボーナスの支給がある場合はボーナスの明細書も併せて提出。</p> <p>【上記①～③に加え、次の④、⑤のいずれかの申告がある場合は提出】</p> <p>④ 令和元 (2019) 年～令和5 (2023) 年分 の 確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー) ⑤ 令和2 (2020) 年度～令和6 (2024) 年度市 (区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書 (控) の (コピー)</p> <p>【2024年1月1日以降独立生計者に該当する者】</p> <p>⑥ 給与支給 (見込) 証明書 (様式3)</p>	① 勤務先 ② 勤務先 ③ 様式3→本学様式 (Webサイトよりダウンロード可) 給与明細書→勤務先 ④ 税務署 ⑤ 市区役所・町役場等 ⑥ 本学様式 (Webサイトよりダウンロード可)
				年金受給者	<p>⑦ 令和5 (2023) 年分 公的年金等の源泉徴収票 (コピー) ※ 複数の年金を受給している場合はすべて提出すること。但し、遺族年金や障害年金等、所得課税証明書に記載されない年金は算出しないので、提出不要。</p> <p>【上記⑦に加え、次の⑧、⑨のいずれかの申告がある場合は提出】</p> <p>⑧ 令和5 (2023) 年分確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー) ⑨ 令和6 (2024) 年度市 (区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書 (控) の (コピー)</p>	⑦ 年金支払者 (年金機構等)
				給与以外の所得のある者	<p>【事業所得 (農業、商業、工業、水産業) ・配当・不動産・雑所得のある者】</p> <p>次の⑩を提出</p> <p>⑩ 直近3か月分 (令和6 (2024) 年5月～7月) の売上と必要経費がわかる帳簿等 ※ いずれも、事由発生日から申請日までの期間が3か月未満の場合は提出可能な期間分を提出すること</p> <p>上記⑩に加えて、次の⑪と⑫のいずれかを提出</p> <p>⑪ 令和元 (2019) 年～令和5 (2023) 年分 の 確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー) ⑫ 令和2 (2020) 年度～令和6 (2024) 年度市 (区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書 (控) の (コピー)</p> <p>【2023年1月2日～2024年10月1日に開業した者】</p> <p>次の⑬と⑭の両方を提出</p> <p>⑬ 令和5 (2023) 年分確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー)、又は令和6 (2024) 年度市 (区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書 (控) (コピー) ⑭ 開業から現在までの月別収支証明書 (様式任意)</p>	
				<p>【確定申告書・市民税県民税申告書 (④⑤⑧⑨⑪⑫⑬) に関する諸注意】</p> <p>※ いずれも受付印を押されたものまたは右上に電子申告の日付が印字されたもの ※ いずれも受付印がない場合は、「納税証明書 (その2 所得金額用)」を併せて提出 ※ 確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出</p>		

No.	申請区分		必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者				
4			<p style="text-align: center;">所得課税証明書に 加えて提出する 【所得に関する証明書類】 (下記該当書類)</p> <p>○源泉徴収票 (コピー)</p> <p>○確定申告書 (控) (コピー)</p> <p>○給与支給 (見込) 証明書 (本学様式3) 等</p> <p>※金額に係らず、本人および配偶者の源泉徴収票等の提出が必要。</p>	給与所得者	<p>次の①、②すべて提出</p> <p>① 令和元 (2019) 年～令和5年(2023)分 源泉徴収票 (コピー) ※金沢大学でTA, RAなどのアルバイトを行った者はアカンサスポータルから源泉徴収票を取得できます。取得方法は以下URLまたは右記二次元コードから参照可 https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/gensen-r.pdf ※勤務先で源泉徴収票が発行できない場合は、給与明細の (コピー) (2019年1月～2023年12月分。5年分) または給与の振込が分かる通帳のコピー (2019年1月～2023年12月分。5年分) を提出すること。</p> <p>② 直近3か月分 (令和6 (2024) 年5月～7月) の給与明細書 (コピー) ※ 複数の収入先がある場合はすべて提出すること。</p> <p>【2023年1月2日～2024年10月1日の間にアルバイト (TA, RA 含む) を始めた者】</p> <p>③ 給与支給 (見込) 証明書 (様式3)</p>	<p>①勤務先</p>  <p>② 勤務先</p> <p>③ 様式3→本学様式 (Webサイトよりダウンロード可) ※勤務先に証明を依頼</p>
				給与以外の所得のある者	<p>【事業所得 (農業, 商業, 工業, 水産業) ・配当・不動産・雑所得のある者】</p> <p>次の④を提出</p> <p>④ 直近3か月分 (令和6 (2024) 年5月～7月) の売上と必要経費がわかる帳簿等 ※ いずれも、事由発生日から申請日までの期間が3か月未満の場合は提出可能な期間分を提出すること</p> <p>上記④に加えて、次の⑤と⑥のいずれかを提出</p> <p>⑤ 令和元 (2019) 年～令和5 (2023) 年分の確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー)</p> <p>⑥ 令和2 (2020) 年度～令和6年度 (2024) 市 (区町村) 民税・ (都道府) 県民税申告書 (控) の (コピー)</p> <p>【2023年1月2日～2024年10月1日に開業した者】</p> <p>次の⑦と⑧の両方を提出</p> <p>⑦ 令和5 (2023) 年分確定申告書(控)第一表、二表。分離課税分がある場合は、三表及び付表等 (コピー) 、又は令和6 (2024) 年度市 (区町村) 民税・ (都道府) 県民税申告書 (控) (コピー)</p> <p>⑧ 開業から現在までの月別収支証明書 (様式任意)</p> <p>【確定申告書・市民税県民税申告書 (⑤⑥⑦) に関する諸注意】</p> <p>※ いずれも受付印を押されたものまたは右上に電子申告の日付が印字されたもの ※ いずれも受付印がない場合は、「納税証明書 (その2 所得金額用) 」を併せて提出 ※ 確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出</p>	納税証明書→税務署

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学 生				
5	●	●	●	【コロナによる影響で収入が減少したとわかる書類】	公的支援を受給している場合	次の①または②のいずれかを提出 【生計維持者が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少者等を対象として国や地方公共団体が実施する公的支援を受給している場合】 ① 公的支援の受給証明書（コピー） ※ 公的支援として認める制度及び証明書の例：本学Webサイト> 教育・学生支援・学生生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除 > 授業料免除（大学院及び別科対象）ページの「新型コロナウイルスによる家計急変」の申請項目に掲載の「公的支援の例はこちら」を参照。 https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/02/koutekisien.pdf ※ 当該支援申請中あるいは申請予定の場合は、学生支援係に相談すること。 ※ 申請基準日時点で受給していることが分かる書類を提出してください。	②本学様式（Webサイトよりダウンロード可）
				①公的支援の受給証明書（コピー）			
6	○	○	○	失業、廃業したことがわかる書類	コロナが原因で失業、廃業した場合	【新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、生計維持者が失業または廃業した場合】 次の①②③のうち該当する書類を提出 ① 雇用保険被保険者離職票（コピー） ② 雇用保険受給資格者証（コピー） ③ 廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類	
7	○	○	○	病気療養中であることがわかる書類	コロナが原因で病気療養中である場合	【新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、生計維持者が病気療養中である場合】 次の①または②のいずれかを提出 ① 医師の診断書 ② 新型コロナウイルスによる病気療養中であることの証明書	
8	○	○	○	死亡診断書（コピー）等	コロナが原因で生計維持者が死亡した場合	【新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、生計維持者が死亡した場合】 死亡診断書（コピー）等、新型コロナウイルス感染症により死亡したことが確認できるもの	
9	●	●	●	給付奨学金受給状況申告書（本学様式8）	一般	本人の給付奨学金の受給の有無について記入すること	様式8→本学様式（Webサイトよりダウンロード可）
					独立生計者、私費外国人留学生	本人及び配偶者の給付奨学金の受給の有無について記入すること	
※受給している場合は、受給期間、受給額が分かる決定通知書等のコピーを併せて提出。 ※貸与奨学金の貸与状況は、記入不要。							

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留學 生				
10	○	○	○	在学証明書 (在学所定の様式)	高校生以上の 就学者(申請者 以外)	【高校生以上の就学者(申請者以外)がいる場合】 ※ 在学所定様式を提出 ※ 在学証明書の提出がない場合は、就学者控除はしない。 ※ 本学在籍の兄弟姉妹の証明書は、提出不要。 ※ 兄弟等が浪人生(高校→予備校生)の場合、予備校などの在学証明書及び進学前の学校の証明書は提出不要	在学学校
11	○	○		母子・父子世帯と確認できる 書類	母子(父子) 世帯	「寡婦(夫)、ひとり親」の記載のある、次のいずれかを提出 ○ 源泉徴収票(コピー) ○ 確定申告書控(コピー) ○ 所得課税証明書 ※ 給与所得者等の収入がある場合、No.3の源泉徴収票や確定申告書に「寡婦(夫)、ひとり親」の記載があれば、 代用可。上記書類で確認できない場合は、戸籍謄本を提出。 ※ 証明書の提出がない場合、特別控除はしない。	源泉徴収票→勤務先 戸籍謄本→市区役所・ 町役場
12	○	○		障がい者であることを確認できる 書類	障がい者がいる 世帯	障がい者であることを確認できる書類(身体障害者手帳又は療育手帳のコピー(氏名、障がいの程度、更新日が分かる ページ)) ※ 介護認定は障害者控除の対象外。	
13	○	○		生活保護決定(変更)通知 書(コピー)	生活保護受給世 帯	生活保護決定(変更)通知書(コピー) 過去1年分(扶助料額のわかるもの) ※ 給与収入がある場合は、No.3の書類(源泉徴収票等)も必要。	市区役所・町役場等
14	○	○		兄弟等の別生計に関する申立 書(本学様式9)	兄弟等が別生計 である(予定) 世帯	※ 源泉徴収票又は確定申告書の「控除対象扶養親族」欄で扶養となっている者が、申請基準日時点では生計維持者の 扶養から外れる場合に提出すること。生計維持者の扶養親族でない者は申請書への記入不要のため、源泉徴収票又は確 定申告書の記載との相違を証明するもの。	本学様式 (Webサイトよりダウン ロード可)
15			●	私費外国人留学生家計収支 状況(本学様式10-1 又は 10-2)	私費 外国人 留学生	私費外国人留学生は、別紙記入の注意点をよく確認し、様式10-1 又は 10-2 を提出すること。 ※ 様式10-1 は2023年1月1日以前から渡日していた私費外国人留学生用 様式10-2 は2023年1月2日～2024年10月までに渡日した(する)私費外国人留学生用 ※ 指導教員のサインが必要であるため、早めに教員に依頼すること。	本学様式 (Webサイトよりダウン ロード可)
16			●	在留カード	私費外国人 留学生	申請者本人及び家族全員の在留カードのコピー(両面) ※ カードの表裏(両面)のコピーをすること。	
17			●	アパート・下宿・寮・その他の 賃貸借契約書等のコピー	私費外国人 留学生	アパート等の賃貸借契約書の家賃・共益費の記載のあるページをコピーして提出 ※ 学生寄宿舍入居者のみ賃貸借契約書の代わりに家賃の月額が分かるものを提出すること。 ※ アパートでルームシェアをしている場合は、同居していることが分かるもの(賃貸借契約書の同居者欄のあるページなど)を提 出すること。	入居管理会社(不動産) 等
18		●		健康保険証(コピー)	独立生計者	申請者本人のもの	

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学 生				
19		●		住民票（原本）	独立 生計者	申請者本人世帯の 世帯全員分 の住民票 ※市役所等で発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分」の住民票と依頼すること。 ※世帯全員分でない住民票の場合は、再提出を求めます。	市区役所・町役場等
20	○			戸籍謄本、死亡診断書（コピー）等、死亡の事実を確認できる書類	生計維持者が死亡した場合 ※入学者、在学者で該当期間が異なります。	【生計維持者が死亡した場合】 入学者：入学前1年以内（2023年10月1日～2024年9月30日） 在学者：申請前6か月以内（2024年4月1日～2024年9月30日） 戸籍謄本、死亡診断書（コピー）等、死亡の事実を確認できる書類 ※家族が死亡者の税法上の扶養に入っていた場合は、死亡者の最新の所得証明書・源泉徴収票（コピー）・確定申告書（控）第一表、二表等、扶養していたことがわかる書類もあわせて提出すること	市区役所・町役場等
21	○	○	○	風水害等の災害にあった事実を確認できる書類①②③すべて ①り災（被災）証明書・被災額証明書等 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書（本学様式）	風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合 ※入学者、在学者で該当期間が異なります。	【本人若しくは生計維持者が風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合】 入学者：入学前1年以内（2023年10月1日～2024年9月30日） 在学者：申請前6か月以内（2024年4月1日～2024年9月30日） 以下①～③すべて提出 ①り災（被災）証明書・被災額証明書等 ② 保険金支払証明書 ③ 損害額申告書（本学様式） ※火災、風水害、地震等の災害による被害を受けたために、支出の増加や収入の減少により、著しく経済的困窮におかれていると認められる場合にのみ適用。 ※被害額欄は、実質的に被害金額が記載された証明書の額から、被害・損害額、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではない）。	①市区役所・町役場等 ②保険会社等 ③本学様式（Webサイトよりダウンロード可）

【参考】所属の入学手続書類提出先

研究科・専攻	入学手続に関する問合せ先	
人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会系事務部学生課（人間社会第2講義棟） E-mail: n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-264-5600～5602	〒920-1192 金沢市角間町
自然科学研究科	理工系事務部学生課入試係（自然科学本館） E-mail: s-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-234-6823,6975	
医薬保健学総合研究科 （医科学専攻，医学専攻）	医薬保健系事務部学生課医学学務係（医学類F棟） E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-265-2121,2888	〒920-8640 金沢市宝町13-1
医薬保健学総合研究科 （薬学専攻，創薬科学専攻）	医薬保健系事務部薬学・がん研支援課薬学学務係（自然科学本館） E-mail: y-gakumu@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-234-6827,6983	〒920-1192 金沢市角間町
医薬保健学総合研究科 （保健学専攻）	医薬保健系事務部保健学支援課保健学務係（保健学類1号館） E-mail:t-igaku2@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-265-2515	〒920-0942 金沢市小立野 5-11-80
先進予防医学研究科	医薬保健系事務部学生課医学学務係（医学類F棟） E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-265-2868	〒920-8640 金沢市宝町13-1
新学術創成研究科	融合系事務部学生課大学院係（自然科学本館） E-mail: s-yugo@adm.kanazawa-u.ac.jp 電話：076-264-5970	〒920-1192 金沢市角間町

【入学料・授業料免除担当】

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp（メール本文には学籍番号と氏名を記載すること）